

令和 8 年度地場産物の学校給食での活用等に向けた

食育推進ワンストップパッケージ事業業務委託企画提案コンペ参加仕様書

1 委託業務の名称

令和 8 年度地場産物の学校給食での活用等に向けた食育推進ワンストップパッケージ事業

2 業務委託を行う目的

学校給食における地場産物の活用を推進するため、学校給食を実施している市町立小中学校及び県立特別支援学校において、児童生徒が地場産物の生産から消費までを体験的に学ぶ機会を提供し、地場産物や地域の農林水産業への理解を深めるとともに、事業を通じて得られた成果及び課題を収集・検証し、今後の食育及び地産地消を推進するため。

3 企画提案コンペを行う目的

当該企画提案コンペは、令和 8 年度地場産物の学校給食での活用等に向けた食育推進ワンストップパッケージ事業を委託すべき業者を選定するために実施する。

4 委託業務の概要

- (1) 委託期間 契約締結の日から令和 9 年 3 月 1 9 日（金）まで
- (2) 委託内容 別紙「令和 8 年度地場産物の学校給食での活用等に向けた食育推進ワンストップパッケージ事業仕様書」のとおり

5 契約上限金額

5, 5 1 0, 1 2 2 円 （消費税及び地方消費税を含む。）

6 参加条件

- (1) 参加資格
 - ①当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - ②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 最優秀提案者に係る資格
 - ①三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
 - ②三重県物件関係落札資格停止要綱により、落札資格停止措置を受けている期間中である者でないこと。
 - ③三重県税及び地方消費税を滞納している者でないこと。

7 不適合事項

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。

- (1) 提案に参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 企画提案者が同一事項のコンペに対して二つ以上の提案をしたとき。
- (3) 企画提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (4) 参加に際して事実と反する申し込みや提案に際して談合等の不正行為があったとき。
- (5) 見積書の金額（税込）、住所、名前、代表者印、若しくは重要な文字に誤謬・脱漏があったとき、または認識しがたい見積り又は金額を訂正した見積りをしたとき。
- (6) 提出書類が提出期限を越えて提出されたとき。
- (7) その他、契約担当者が予め指示した事項に違反したとき又は企画提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

8 参加資格申請書の提出等

当該企画提案コンペに参加しようとする者は、企画提案書の提出に先立ち、次の申請書を提出すること。

- (1) 提出を求める参加資格申請書及び提出部数

参加資格確認申請書（第1号様式）・・・・・・・・・・1部

- ※ 「登記簿謄本」等の要添付書類（コピー可）を含む。
- ※ 役員等に関する事項（第2号様式）を1部添付すること。
- ※ 企画提案コンペに関し、支店又は営業所等に権限が委任されている場合は委任状（第3号様式）も1部添付すること。

- (2) 提出期限 令和8年8月13日（木）17時まで（必着）

- (3) 提出場所 〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県教育委員会事務局 保健体育課 健康教育班

- (4) 提出方法

厳封のうえ、上記提出場所に持参するか、郵便又は民間事業者による信書便とすること。なお、郵便又は民間事業者による信書便で提出する場合は、必ず電話にて受領確認を行うこと。

9 参加資格確認結果の通知

参加資格確認結果は、全ての企画提案コンペ参加申込者宛て通知する。

参加資格確認結果通知日：令和8年8月25日（火）

10 企画提案資料の提出等

上記の参加資格確認結果において、参加資格があると認められた者にとっては、下記により、企画提案書等を作成して提出すること。

(1) 提出を求める企画提案資料及び提出部数

ア 企画提案書・・・・・・・・・・ 8 部（正 1 部、写 7 部）

原則 A 4 版・両面印刷・文字サイズ 10 ポイント以上（長辺側を綴じる。）

なお、仕様書に記載されている内容は最低限実施するものであり、企画提案書には、その内容をもとに可能な限り具体的な提案をまとめるとともに、下記の全ての事項について実際に履行可能な内容を記載すること。

- ① 業務の目的に沿った効果的な提案
- ② 委託業務実施体制、職員の配置、効率的で効果的な運営体制、法令遵守に必要な体制等
- ③ 委託業務実施スケジュール
- ④ 過去 5 年間の食育や地場産物に係る類似の業務実績

イ 見積書及び経費内訳書（任意様式）・・・・・・・・・・ 8 部（正 1 部、写 7 部）

- ・消費税を外税表記とし、積算根拠が分かる内訳書を添付すること。
- ・記載様式は特に定めないが、積算の内訳については、大きく分類して「一式」と見積もるのではなく、費用の内訳を可能な限り詳細に記載すること。

ウ 提案事業者の概要書・・・・・・・・・・ 8 部（正 1 部、写 7 部）

提案事業者の組織概要（名称、所在地、設立年月日、資本金、従業員数等）、組織体制（主な事業所を含む。）、沿革、提案理由等を簡潔に記載したもの。

エ 契約実績証明書・・・・・・・・・・ 8 部（正 1 部、写 7 部）

同様の事業実施の実績がある場合、その実施内容（実施年度、事業名、契約相手先）

(2) 提出期限 令和 8 年 9 月 4 日（金）17 時まで必着

(3) 提出場所 〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県教育委員会事務局 保健体育課 健康教育班

(4) 提出方法

厳封のうえ、上記提出場所に持参、郵送又は民間事業者による信書便とすること。

(5) 受領の確認

企画提案資料を郵送する場合は書留郵便とし、必ず電話にて受領確認を行うこと。

11 企画提案書の内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問の受付期間

公告日の翌日 9 時から令和 8 年 8 月 6 日(木) 12 時まで

(2) 質問の提出

文書（様式自由、ただし規格は A 4 判とする。）にて行うものとし、担当部局宛て

持参、メール（hotai@pref.mie.lg.jp）のいずれかの方法で提出すること。なお、メールの場合は、送信後、電話にて受領の確認を行うこと。

なお、質問文書には、組織名の他、回答を受ける担当窓口の部署名、名前、電話番号、メールアドレスを明記すること。

（３）質問の内容

原則として、当該委託業務に係る条件や応募手続に限るものとし、以下の項目に関する質問は受け付けることはできない。

- ・ 他の応募者からの提案書提出状況に関する質問
- ・ 積算に関する内容
- ・ 採点に関する内容

（４）質問に対する回答

令和８年８月１０日（月）１７時までに、原則県ホームページに掲載する。

12 企画提案コンペの実施方法

この企画提案コンペ参加仕様書に基づき提出された企画提案資料について、別に設置する「令和８年度地場産物の学校給食での活用等に向けた食育推進ワンストップパッケージ事業」企画提案コンペ選定委員会において審査を行い、総合的に評価して最優秀提案を選定する。

13 最優秀企画提案の選定・評価方法

（１）選定方法

ア 第一次審査（書類審査）

選定委員会において書類審査を実施する。ただし、企画提案件数が５件以下の場合は審査を省略する。企画提案数が６件以上の場合は第二次審査対象を５件までとする。

※書類審査の結果及びプレゼンテーション審査の時間は、令和８年９月７日（月）１２時までにメールで通知する。

イ 第二次審査（プレゼンテーション審査）

実施日時・・・令和８年９月９日（水）（予定）

実施場所・・・三重県庁本庁舎内（予定）

※プレゼンテーション審査結果は、９月１４日（月）１７時までにメールで通知するとともに、県ホームページで公表する。

（２）評価方法・審査基準

第一次審査の書類審査及び、第二次審査のプレゼンテーションでは、以下の諸点を重視して、総合的に評価し、最優秀提案者を決定することとする。

ア 目的適合性

事業の趣旨を理解し、仕様書、事業目的に合致した提案となっているか。

イ 企画性

一連の取組を円滑に進行するための工夫等が的確に講じられているかなど、他社の提案とは異なる優位性、独自性が認められるか。

ウ 実施体制

本事業を遂行するうえで、県内生産者や生産者組織等とのネットワークを有しているかなど、本事業を一貫して実施できるような体制となっているか。

エ 協働性

事業の推進にあたり、実施スケジュールや内容等について、県教育委員会、市町等教育委員会、学校などの関係者と十分協議し、協力、連携しながら事業を実施できる内容となっているか。

オ 経済合理性

提案内容は、費用対効果の観点から適切な内容となっているか。また、見積額や積算内容は適当か。

14 最優秀企画提案者に提出を求める資料

最優秀企画提案者の決定時には、下記の書類の提出が必要となります。提出期限は別途連絡します。

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3・未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したもの）の写し
- (2) 三重県に本支店又は営業所等を有する事業者にあっては「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの）の写し
- (3) 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、その契約を履行した実績の有無を示す証明書（契約保証金免除の適否を判断するため）

15 個人情報取扱いに関する罰則事項

個人情報を取り扱う場合、委託を受けた事務に従事している者もしくは従事していた者等に対して、個人情報の取扱いに係る関係法令に違反したときは、罰則の適用があるため、留意すること。

16 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規程により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

17 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 通報等の義務

受注者が契約の履行にあたって、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団排除

措置要綱」(以下「暴力団等排除要綱」という。)に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 通報を怠った場合の措置

委託者は、受託者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは暴力団等排除措置要綱第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

18 契約方法に関する事項

(1) 契約条項は、別途定める契約書(案)のとおりとする。

(2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」という。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。

また、三重県会計規則(以下「規則」という。)第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しない。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書の提出を求める場合がある。

(3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。なお、契約金額は見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額(1円未満の端数が生じたときは切り捨てる)とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。

(4) 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

19 障がいと理由とする差別の解消の推進

委託業務を実施するにあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。

20 その他

（１）企画提案に要する費用の負担

提案者の負担とする。

（２）その他特記事項

ア 企画提案コンペ及び契約の手続において用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

イ 提出のあった提案資料については、返還しない。

ウ 提出された提案資料については、三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号）に基づき情報公開の対象となる。

エ その他必要な事項は、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号）の規定によるものとする。

21 担当部局

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県教育委員会事務局 保健体育課 健康教育班 山下

電話：059-224-2969

メール：hotai@pref.mie.lg.jp